明石市市民参画条例 令和3年度の運用状況報告

明石市

I 本編

1. 市民参画手続の実施状況		
(1) 令和3年度の市民参画手法の実施状況について	(1))
(2) 市民参画手続実施の成果について ~意見公募手続による成果~	(3))
(3) 市民参画手続の実施原則の実施状況	(5))
2. 政策提案の取扱状況		
Ⅱ 参考資料編		
1. 市民参画手続の実施詳細		
(1) 市民参画手続が必要となった政策等一覧	(8))
(2) 意見公募手続	(10)
(3) 審議会等手続	(12)
(4) 意見交換会手続		
(5) ワークショップ手続	(14)
(6) その他の手法	(15)
※公聴会手続、政策公募手続の実績はありませんでした。		
2. 制定・改廃に当たり市民参画手続の対象外とした政策等(条例・計画)	(16)
※計画については該当がありませんでした。		
3. 令和3年度に設置していた市民参画条例の評価の対象となる審議会等の		
状況	(18)
4. 市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図及び実施の原則		
① 判断基準	(19)
② フロー図	(22)
③ 実施の原則	(23)

I 本編

1. 市民参画手続の実施状況

(1) 令和3年度の市民参画手法の実施状況について

令和3年度に市民参画手続を実施した政策等(条例制定や計画書策定等)は20件でした。

このうち、市民参画条例で意見公募手続を実施することが義務付けられている対象事項(条例第6条第2項各号)に該当する政策等は16件で、このうち意見公募手続を実施した政策等は14件(実施総件数18件)でした。実施しなかった2件のうち1件は平成27年度に実施済みで、1件は審議会等で審議中の政策等であり令和4年度に意見公募手続を実施する予定です。

市民参画条例では複数の参画手法により市民参画手続を実施することが努力義務として規定されています。令和3年度は意見公募手続以外に、審議会等、意見交換会、ワークショップなどが市民参画手続として実施されました。

審議会等については、20政策等のうち11政策等で実施されました。

意見交換会については 2 件実施されました。まず「あかし S D G s 推進計画 (第 6 次長期総合計画) 及びあかし S D G s 前期戦略計画 (まち・ひと・しごと創生総合戦略 (第 2 期)) 策定」においては令和 3 年 12 月 17 日より 5 回開催し、延べ 49 人参加のもと 14 件の意見をいただきました。また「第 2 期スポーツ振興計画 (スポーツ推進プラン) 策定」においては令和 4 年 2 月 8 日及び 16 日に非公開で開催し、59 人参加のもと 3 件の意見をいただきました。

ワークショップについては 3 件実施されました。まず「あかしSDG s 推進計画 (第 6 次長期総合計画)及びあかしSDG s 前期戦略計画 (まち・ひと・しごと創生総合戦略 (第 2 期))策定」においては令和 3 年 5 月 29 日に開催し、11 人の参加をいただきました。また「環境基本計画策定」においては令和 3 年 7 月 25 日及び 8 月 7 日に開催し、延べ 45 人の参加をいただきました。また「あかし健康プラン 21 (第 3 次)策定」においては令和 3 年 8 月 3 日および 19 日に非公開で開催し、延べ 32 人の参加をいただきました。

その他の手法については、5 件実施されました。まず「第 2 期スポーツ振興計画(スポーツ推進プラン)策定」においては、無作為抽出した市内在住の 20 歳以上の人(2,000人)に対して基礎資料としてアンケートを実施しました。また「一般廃棄物処理基本計画改定」においては、無作為抽出した市内在住の 16 歳以上の世帯主(1,000人)に対してごみに関するアンケートを実施しました。また「第 4 次地域福祉計画策定」においては、地区社会福祉協議会、市社会福祉協議会理事・評議員等、民生委員・児童委員及びボランティア連絡会(計 540人)に対して福祉に対する意識や地域活動への参加状況などについてアンケートを実施しました。また「認知症あんしんまちづくり条例制定」においては、認知症カフェ(7 箇所)及び認知症家族会(2 団体)に参加する認知症当事者やその家族並びにその運営団体に対して条例素案についてのヒアリングを実施しました。また「第 3 期あかし教育プラン(教育振興基本計画)策定」においては、小学校、中学校、特別支援学校及び幼稚園等就学前施設(私立含む)の教職員・保護者代表に対して書面で意見を求めました。

◎各市民参画手法の実施状況

政策等数			市民	参画手法			
<u>: 20 件</u> <u>(16 件)</u>	意見公募	審議会等	意見 交換会	ワーク ショッフ゜	公聴会	その他	計
実施件数	18 件 (14 件)※1	延べ 11 件 (8 審議会)	2 件	3 件		5 件	39 件
意見数	1,129 意見		17 意見			53 意見	1,199 意見
参加者数		95 人 (傍聴者数)	108 人	88 人		1,746 人	2,037 人

- ()の数は、対象事項(条例第6条第2項各号)に該当する政策等の数
 - ※1 対象事項に該当する政策等数 16 件中、意見公募手続を実施しなかった 2 件のうち 1 件は 平成 27 年度に実施済みで、1 件は令和 4 年度に実施予定。

★経年比較

[実施件数比較]

				市民参	画手法			
	政策等数	意見公募	審議会等	意見 交換会	ワーク ショッフ゜	公聴会	その他	計
R3	20件(16件)	18件(14件)	11 件	2 件	3 件	_	5 件	39 件
R2	10件(9件)	8件(7件)	6 件	_	1 件	_	_	15 件
H31	13件(10件)	10件(8件)	6 件	4 件	_	_	1 件	21 件

^() の数は、対象事項(条例第6条第2項各号)に該当する政策等の数

[1件あたりの意見数、参加者数比較]

				市民参画	手法		
		意見公募	審議会等	意 見 交 換 会	ワーク ショッフ゜	公聴会	その他
R3	意見数	63 意見		9 意見			27 意見
No	参加者数		9 人	54 人	29 人		582 人
R2	意見数	27 意見					
NZ	参加者数		6 人		40 人		
H31	意見数	21 意見		117 意見			
1101	参加者数		12 人	182 人			3,265 人

(2) 市民参画手続実施の成果について ~意見公募手続による成果~

令和3年度に意見公募手続を実施したのは、政策等20件のうち18件でした。この18件のうち16件で意見が提出されました。

意見が提出された 16 件のうち 8 件において政策等(案)を修正しました。その内容は以下のとおりです。

◎意見公募手続における意見の提出状況と意見の反映状況

意見公募手続において意見が提出された政策等数	16 件/18 件
意見が提出された政策等のうち政策等(案)を修正した政策等数	8 件 / 16 件

★意見公募手続により修正した政策等(案)の修正概要

修正した政策等名	修正概要
あかしSDGs推進計画(第6次長期総合計画) 及びあかしSDGs前 期戦略計画(まち・ひと・ しごと創生総合戦略(第 2期))策定	 ・指定都市への移行を目指す根拠が示されていないという意見を受けて、移行の目的は市民サービスのらなる向上に向けた権限移譲であることが分かるよう表現を修正しました。 ・医療ケアが必要なこどもやその親への支援、さらな受けて、主な施策に「医療的ケア児等への支援」「ヤングケアラーの早期発見・支援」「持続可能な開発のための教育(ESD)の推進」を追記しました。 ・都市インフラ設備の日常的な点検・維持と計画的な更新について記載すべきとの意見を受けて、主な施策に「道路・橋梁の維持管理」を追記しました。 ・環境に配慮した経済活動の考え方の記載の提案を受けて、主な施策に「国や県の取組等の調査・研究(グリーンライフ・ポイント、グリーンリカバリーの推進など)」を追記しました。 ・その他、文言の修正や例示の追加等の意見を受けて、それぞれ修正及び追記しました。
工場立地法の特例措置 及び周辺地域における 生活環境等の向上に資する取組の推進に関する条例制定	事業者に寄付を求める行為を条文化することは、寄付文化に対する敬意が感じられないうえ寄付の本質が自発性であるにも関わらず明らかに寄付という負担を強要しているという意見を受けて、表現を「寄附」から「費用を拠出」に修正しました。
すべての人が自分らし く生きられるインクル ーシブなまちづくり条 例制定	 ・前文の文体が常体(である調)で読み手に教示する印象を与えるという意見を受けて、敬体(です・ます調)へ修正しました。 ・雇用労働関係の中で不平等が生じる環境を表す用語は「職場環境」ではなく「就労環境」のほうが適切という意見を受けて、表現を修正しました。 ・あらゆる差別の解消に取り組むのが「みんなで」はなく「市」だけとなっているという意見を受けて、表現を修正しました。

修正した政策等名	修正概要
第2次生涯学習ビジョン策定	 ・ウィズあかしを拠点とした市民活動団体の事例や登録数など分野型市民活動団体の現状に触れられていないとの意見を受けて、ウィズあかし登録制度を活用している個人・団体数や市ボランティア連絡会の登録数などを追記しました。 ・第3章から第4章へのつながりがないとの意見を受けて、表現の整理や組み換えを行いました。 ・その他、文言の修正や例示の追加等の意見を受けて、それぞれ修正及び追記しました。
環境基本計画策定	持続可能な仕組みを取り入れた施設のモデルケースを作ることを計画に盛り込むべきという意見を受けて、SDGsの理念に沿って「市や公共施設において率先して取り組む」を追記しました。
認知症あんしんまちづくり条例制定	 ・「市」が市域を表すのか行政主体を表すのか整合性が取れていないとの指摘を受けて、「市」の定義を見直し、整合性を図りました。 ・地域組織の役割としての見守りの対象に認知症本人だけでなくその家族も含めるべきという意見を受けて、見守りの対象を修正しました。 ・その他、分かりやすい表現での記載を要望する意見を受けて、それぞれ表現を修正しました。
あかし健康プラン21 (第3次)策定	統計資料等が具体的な取組の前に掲載されており計画 の内容が分かりづらく計画全体の構成を変更すべきとい う意見を受けて、統計資料は巻末にまとめ直しました。
第3期あかし教育プラン(教育振興基本計画)策定	障害児施設における教育・保育についての記載がないという意見を受けて、就学前施設との連携、特に小学校に上がる前の障害児施設に通う子どもの保護者に対する就学相談の充実について追記しました。

意見を受けたうち、修正を行わなかった理由としては主に、①条例や計画の運用 面に関する質問や意見、②意見公募した政策等とは完全に一致しないが関連する施 策等への意見が挙げられます。これらについては、実現可能なものについては対応 していく旨がそれぞれの意見公募結果にまとめられています。

つまり、条例や計画を直接的に修正する以外でも意見を取り入れようとする意向 が示されており、市民参画手続により、より充実した施策展開等が実施されている ことが伺えます。

これら以外にも、条例等には反映しないが、運用面に反映するという対応をとる 政策等もあり、各部署ともできるだけ意見を汲みいれようと努めています。

(3) 市民参画手続の実施原則の実施状況

	手 法	実施原則(※)	実施件数	原則の手続を実施しなかった主な理由
共通	複数手法	複数の参画手法を併用している	13 件/20 件	・市民に義務を課し、又は、権利を制限する条例ではないが、市民の理解が必要であることを考慮して意見公募手続のみを実施したため。
		うち、対象事項に該当しない政策等 (条例第6条第1項)	1件/4件	・(再掲)【旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例制定(9月議会(否決)/12月議会)】・(再掲)【公営住宅等長寿命化計画策定】
			18 件/20 件	・令和4年度に実施予定のため。【ジェンダー平等の推進に関する条例制定】
	実施	うち、対象事項(条例第6条第2項各号) に該当する施策についての意見公募手続	14 件/16 件	・平成 27 年度に意見公募手続を実施したため。【住民投票条例制定(否決)】
意見		うち、対象事項に該当しない政策等 (条例第6条第1項)	4件/4件	
公募	実施公表	2以上の方法で公表している	18 件/18 件	
,,,	意見公募 期間	公募期間を30日以上とっている	17 件/18 件	9月議会に議案提出するにあたり、短期間の意見公募ではあるが提出された意見を条例案に反映しようとしたため。 【旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例制定(9月議会(否決))】
	結果公表	提出された意見の概要、意見に対する検討結果 及びその理由を 2 以上の方法で公表している	18 件/18 件	
	男女比	男女いずれもが委員総数の3割以上	6 件/8 件	・多くの当事者等から意見を聴く場とするため。【(仮称)あかしインクルーシブ条例検討会】 ・関係機関・団体に対する充て職であるため。【社会福祉審議会】
	委員数	20 人以内	5 件/8 件	・市の最上位計画である総合計画を策定するにあたり、多くの意見を反映するため。【あかしSDGs推進審議会】 ・多くの当事者等から意見を聴く場とするため。【(仮称)あかしインクルーシブ条例検討会】 ・社会福祉に関する各分野の関係者で組織する必要があるため。【社会福祉審議会】
審議会等	公募市民	公募による市民が委員総数の 2 割以上	2 件/8 件	・早期に検討を開始する必要があり、公募手続きに必要な期間を確保できなかったため。【工場緑地のあり方検討会】 ・有識者及び当事者等から意見を聴く場とするため。【(仮称)あかしインクルーシブ条例検討会】 ・有識者等から意見を聴く場とするため。【ジェンダー平等の実現に関する検討会】 ・法令で委員構成が定められているため。【社会教育委員会議】【社会福祉審議会】 ・広報あかし及び市HPで公募したが、応募者 2 名に留まったため。【交通安全対策会議】
	委員名簿	委員の氏名、選任の区分等を公表している	8件/8件	-
	公 開	会議を公開で開催している	4 件/8 件	・新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言により、オンライン開催(1回)したため。【あかしSDGs推進審議会】 ・新型コロナウイルス感染症対策により、オンライン開催したため。【(仮称)あかしインクルーシブ条例検討会】 ・新型コロナウイルス感染症対策により、非公開で開催(2回)したため。【環境審議会】 ・新型コロナウイルス感染症対策により、書面開催(1回)したため。【社会福祉審議会】
	公 表	会議録を公表している	8件/8件	-

	手 法	実施原則(※)	実施件数	原則の手続を実施しなかった主な理由
意	実施公表	2以上の方法で公表している	1 件/2 件	対象者へ直接通知したため。【第2期スポーツ振興計画(スポーツ推進プラン)策定】
見 交 換	公表時期	開催日の 2 週間前までに公表している	1 件/2 件	対象者に対して実施したため。【第2期スポーツ振興計画(スポーツ推進プラン)策定】
会	開催記録公表	2以上の方法で公表している	1 件/2 件	対象者へ開催報告したため。【第2期スポーツ振興計画(スポーツ推進プラン)策定】
3.	実施公表	2 以上の方法で公表している	2 件/3 件	対象団体へ直接通知したため。【あかし健康プラン 21(第 3 次)策定】
ショー	公表時期	開催日の2週間前までに公表している	2 件/3 件	対象団体に対して実施したため。【あかし健康プラン 21(第 3 次)策定】
ック	開催記録		2 件/3 件	対象団体へ開催報告、及び、学識経験者等で構成する「あかし健康プラン 21(第 3 次)の策定に向けた懇談会」で報告したため。
	公表	2 以上の方法で公表している	2 件/3 件	【あかし健康プラン 21(第 3 次)策定】
その	実施公表	実施に必要な事項を 2 以上の方法で公表している	0 件/5 件	・対象者(対象団体)に対して実施したため。 【第 2 期スポーツ振興計画(スポーツ推進プラン)策定】【一般廃棄物処理基本計画改定】【認知症あんしんまちづくり条例制定】 ・対象団体等へ調査票を配付したため。【第 4 次地域福祉計画策定】 ・学校園長会(市教育委員会内)及び保育所長会(私立含む)で主旨説明のうえ、メールで依頼したため。 【第 3 期あかし教育プラン(教育振興基本計画)策定】
他の手法	公表時期	実施日の 2 週間前までに公表している	0 件/5 件	・対象者へアンケートを郵送したため。【第2期スポーツ振興計画(スポーツ推進プラン)策定】 ・アンケート内容を検討する審議会の開催が5月28日であったため。【一般廃棄物処理基本計画改定】 ・対象団体等へ調査票を配付したため。【第4次地域福祉計画策定】 ・対象団体を訪問し、ヒアリングしたため。【認知症あんしんまちづくり条例制定】 ・学校園長及び保育所所長へ依頼したため。【第3期あかし教育プラン(教育振興基本計画)策定】
	結果公表	2以上の方法で公表している	5 件/5 件	

[※] 実施原則は、平成 25 年度に策定した「市民参画手続の実施に関する判断基準」に基づく。

2 政策提案の取扱状況

以下のとおり、1件の提案がありました。

◎提案内容

提出日	政策等の名称	担当課
令和 3 年 11 月 25 日	明石市市民参画条例第 20 条に規定された「市民参画推進会議」の継続的設置を遵守し、同条例に定めた同推進会議の任務を遂行し、市の市民参画が適正に行われているかどうかをチェックする機能を発揮できるように、市は同条例を遵守すること。	コミュニティ· 生涯 学 習 課

政策等の趣旨、目的、背景 (※提案書より)

市民参画推進会議は同条例および施行規則によると、委員は 2 年任期で市長が委嘱するとされているが、市のHPによると 2016 年度(平成 28)末(2017 年 3 月)までを任期とする委員を最後に、新たな委嘱が行われておらず、推進会議開催の報告も 2016 年(平成 28)7 月 25 日の会議を最後に報告がない。会議録によると、2011 年(平成 23)11 月に発足した推進会議は 2013 年(同 25) 10 月の答申を最後に終了し、2016 年(同 28)3 月に発足した第 2 次推進会議は同年 7 月の答申でもって任務を終了している。その後は会議開催や活動の報告はなく、新たな推進会議委員は委嘱されていない。

同推進会議は、明石市自治基本条例に定めた「市民自治のまちづくり」を保障する「市民の行政への参画」が適切に行われているかどうかを不断にチェックし、市民参画手続の運用全般に関する事項について市長等に意見を述べる重要な付属機関である。

こうした重要な機関の設置を5年間も委嘱せずに放置していることは、市が自治基本条例や市民参画条例を遵守せず、市民参画を軽んじている証明にもなる。

近年、市の重要な施策について「市民参画」手続きが適正に行われず、市民の声を市政に反映する手順がなおざりにされていることが目立っており、この9月議会で3つの議案が否決された背景にも「市民参画」の手順が適正に行われていないことが指摘されており、重要な市政の課題になっています。

市は速やかに市民参画推進会議を再起動させて、この間の市民参画のあり方の検証や是正を行うべきであります。

政策等の内容(具体的な対象、手段等) (※提案書より)

- ① 市民参画推進会議の委員を速やかに委嘱し、市民に公開された推進会議を開催する。
- ② 推進会議が"空白"になっていたこの 4 年間の市の市民参画手続きの運用を検証し、諸施策についての市民参画手続きの運用が適正であったかどうかの検証を実施する。
- ③ 市は推進会議の意見に基づき、市民参画手続きの運用改善をすすめる。
- ④ 市民参画条例の施行から 10 年を超えており、条例に規定した市民参画の手続き等が現時点で適正なものかどうかを、市民の意見を広く聞きながら改善を図る。

◎提案に対する検討・対応について

市民参画推進会議の開催要望については、対象事項(条例第 6 条第 2 項各号に掲げる 事項)に該当しない提案であるが、法令遵守の推進等に関する条例第 31 条に基づき、令 和 4 年度に市民参画推進会議を開催することとしました。

また、同会議で市民参画手続が適正に運用されているのかを検証し、その運用や市民 参画条例規定の改善について検討することは、市政の基本的な事項を定める条例の改正 (同項第3号)に関することとして提案全体を広く捉え、政策提案に該当するものとし、 本提案については実施することとしました。

Ⅱ 参考資料編

1. 市民参画手続の実施詳細

(1) 市民参画手続が必要となった政策等一覧

		東 田	担当部署	特		H 48 E			市	市民参画手法				選*	未達成理由
€	市民参画手続を実施した政策等の名称	配名	解	金銭金銭	政策等の概要	金銭を変える。	命公司幕	搬排	意見 交換会	0-0 ジョップ	公職会	公政 華 4	その街	複数の市民参画手法の併用	意見公募手続の実施 (条例第6条第2項に該当する政 策等に限る。)
-	旧優生保護法被害者等 の尊厳回復及び支援に 関する条例制定(9月議 会)【否決】	政策局	中長室	R3.9 [否決]	日優生保護法により、強制的 に不妊手術及び人工妊娠中絶 をされた被害者並びにその配偶者に寄り添い、必要な施策	条例第6条第1項	0					•	世盟	市民に義務を課し、又は 権利を制限する条例ではないが、市民の理	
2	旧優生保護法被害者等 の尊厳回復及び支援に 関する条例制定(12月 議会)	政策局	市民相談室	R3. 12		条例第6条第1項	0						選	:が必要であることを考慮して意公登事続のみを実施した意の。	
3	あかしSDGS推進計画(第6次長期総合計画)及びあかしSDGS前期戦略計画(まち・ひと・して上側生総合戦略(第2期))策定	政策局	S D G s 推 進室	R4. 3	あかしSDG8推進計画(第6 次長期総合計画)及びあかしS DG8前期戦略計画(まち・ひ と・レニと創生総合戦略(第2 期))を策定する。	条例第6条第2 項第2号	0	あかしS DGs推 進審議会	0	0					
4	工場立地法の特例措置 及び周辺地域における 生活環境等の向上に資 する取組の推進に関す る条例制定【否決】	政策局	S D G S 推 無	R4.3 【否決】	工場立地法に基づき、特定工場の線地面積等の敷地面積に 対する割合に関する基準を定めるとともに、特例工場の周辺地域における生活環境等の向上に資する取組を推進するため、新たに食があれたする。	条例第6条第2 項第3号	0	工場繰地 のあり方 検討会							
വ	すべての人が自分らし く生きられるインク ルーシブなまちづくり 条例制定	政策局	S D G s 推 進寧	R4. 4	すべての市民が大切にされ、 離一人取り残されることのな いインクルーシブな社会が実 現するための指針として、新 たに条例を制定しようとする もの。	条例第6条第2 項第3号	0	(仮称) あかしイン かしイン クルー・ ブ条 倒 検 計会							
9	ジェンダー平等の推進 に関する条例制定	政策局	SDGs推 維	R4予定	性別等による不平等がなく、 市民それぞれが自分の意思で 生き方を選ぶことができ、 もってすべての人がその個性 といまかを十分に発揮すること と能力を十分に発揮すること ができるジェングー平等社会 を実現するため、条例を制定	条例第6条第2 項第3号		ジェン ダーンン の実現に 関する 計会 対会					Ų÷ M +	令和4年度に意見公募手続を実施 予定のため。	令和4年度に実施予定のため。
7	住民投票条例制定 【否決】	総務局	総務課	R3.9 【否決】	自治基本条例に基づき、住民 投票の実施に関し必要な事項 を定めることにつき、新たに 条例を制定する。	条例第6条第2 項第3号							14 7 4 4 4	平成25年度から平成77年度の間に、住民投票条例検討委員会の開催、市民フォーラムの実施、及び、意見公募手続を実施したため。	平成27年度に意見公募手続を実施 したため。
∞	第2次生涯学習ビジョ ン策定	市民生活局	コミュニ ティ・生涯学 習課	R4. 4	社会情勢が大きく変化する 中、必要とされる「学び」とは 何かを明確し、、生涯学習を 担う様々な主体の指針とする ため、第2次生涯学習ピジョン を策定する。	条例第6条第2 項第2号	0	社会教育 委員会議							
0	第2期スポーツ振興計画(スポーツ推進プラン)策定	市民生活局	文化・スポーン室	R4. 6	市民の誰もがスポーツを通じ て心も体も元気になれる地域 社会づくりを目指し、第2期ス ボーツ振興計画となる「スポー ツ推進プラン」を策定する。	条例第6条第2 項第2号	0		0				0		

	1	無用	担当部署	政策等		市民参画			中	市民参画手法	114			未達成理由	連由
Š	市民参画手続や実施した政策等の名称	币名	幹	の策定 時期	政策等の概要	手続実施 の根拠	意 会 專	推 議 排 供	交換免決	グーウングルルグ	公職	後 禁 無	その街	複数の市民参画手法の併用	意見公募手続の実施 (条例第6条第2項に該当する政 策等に限る。)
10	環境基本計画策定	市民生活局	環境総務課	R4. 4	環境基本条例に基づき、目ざ す環境像や施策の基本方針を 定めた環境基本計画を策定す る。	条例第6条第2 項第2号	0	示		0					
Ξ	一般廃棄物処理基本計画改定	市民生活局	資源循環課	R4. 4	一般廃棄物の適正な処理を行うため、発生抑制から最終処分に至るまでの推進項目を見直す。	条例第6条第2 項第2号	0	環境審議 会				•	0		
12	第4次地域福祉計画策 定	福祉局	地域共生社 会室	R4. 3	社会福祉法第107条の規定に基づき、本市が推進する地域福祉の方向性や具体的な取組を示す計画として策定する。	条例第6条第2 項第2号	0	社会福祉審議会				•	0		
13	認知症あんしんまちづくり条例制定	福祉局	高 支援室	R4. 3	認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進する らせるまちづくりを推進する ため、基本理念、市の責務及 び市民等の役割並びに認知症 の人等に関する施策の基本と なる事項を定めることにつ き、新たに条例を制定する。	条例第6条第1項	0	社会福祉審議会					0		
14	新型コロナウイルス感染症の患者等に対する 決症の患者等に対する 支援及び差別禁止に関する条例改正		感染対策統 括室	R3. 10	新型コロナウイルス感染症に 係る予防接種を希望する全て の市民が、安心して接種を受 けるために市が実施する支援 について定めるとともに、接 種を受けていない者に対す 差別的取扱い等を禁止しよう とするもの。	条例第6条第2 項第3号	0						NE 12	新型コロナウイルス感染症が拡大する状況で、早急に条例改正する 必要があったため。	
15	あかし健康プラン 21 (第3次)策定	感染対策局	健康推進課	R4. 3	市民の健康づくりを総合的に 推進することを目的とした市 健康増進計画あかし健康ブラン21(第3次)を策定する。	条例第6条第2 項第2号	0	***************************************		0					
16	こども総合支援条例改正	こども局	明石こども センター総 務課	R4. 3	ヤングケアラー及び一時保護、施設入所等の措置を受けたこどもへの支援について定めようとするもの。	条例第6条第2 項第3号	0	社会福祉審議会				***************************************			
17	水上オートバイ等の安 全な利用の促進に関す る条例制定	都市局	海岸·治水課	R4. 3	海域等における水上オートバイ等の利用に伴う事故を防止し、海域等利用者の生命、身体及び財産の保護を図るため、新たに条例を制定する。	条例第6条第2 項第3号	0						スコスや	水上オートバイによる人の生命・ 身体に危険を及ぼしかねない行為 があったことを踏まえ、緊急に条 例制定する必要があったため。	
18	第3次交通安全計画策 定	都市局	交通安全課	R4. 2	交通事故ゼロのまちを目指して、交通安全対策を総合的に定めた計画を策定する。	条例第6条第2 項2号	0	交通安全 対策会議							
19	公営住宅等長寿命化計画策定	都市局	任宅課	R3. 6	市営住宅の維持管理について 予防保金の親点から修繕や改 着の計画を定め、中長期的な 維持管理を実現することを目 的として策定する。	条例第6条第1項	0						1 min 12	令和4年度以降の国庫補助金申請 要件に本計画策定が義務づけら れ、かつ、特定の市民が対象となる ものであるが、入居者等の理解が 必要であることを考慮して意見公 募手続のみ実施したため。	
20	第3期あかし教育プラン(教育振興基本計画) 策定	教育委員会	総務課	R4. 3	教育基本法第17条第2項に基づき、第3期あかし教育プランを 策定する。	条例第6条第2 項第2号	0	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~					0		

(2) 意見公募手続

		無 開	担当部署	募集期間	期間		意見の提出数	是出数	鞭	意見の提出方法(人数)	田方法(人数)		提出意見の検討	電		未達成理由	
No.	市民参画手続を実施した政・策等の名称	局名	韓	日報腦	終了日	実施の公表方法	人数	本 数	参	搬	FAX	1	その他素の	政策等の 素の修正 結果の4 の有無	結果の公表方法	30日以上の意見提出期間	2 以上の方法で実施公表	2以上の方法で結果公表
- 二 献 安	旧優生保護法被害者等の尊 厳回復及び支援に関する条 例制定(9月議会)【否決】	政策局	市 海 海	R3. 8. 15	R3. 8. 29	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター	260	452	28	66	27	106 0		無 ホームへ 市長室窓口	シート ツーツリック ストコ	月藤会に藤楽提出するにあたり、短期間の意見公募ではあるが提出された意見を条例案に反映しようとしたため。		
2 = # 4	旧優生保護法被害者等の尊 厳回復及び支援に関する条 例制定(12月議会)	政策局	市民相談室	R3. 10. 20	R3. 11. 18	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター	280	280	=	164	57	48 0		無 ホーム 市民相談室	ト を が 口			
м В 100 д	あかしSDG3推進計画(第 6次長期総合計画)及びあか しSDG3前期戦略計画(ま ち・ひと・しごと創生総合戦 略(第2期))策定	政策局	S D G s 推 進室	R3. 12. 20	R4. 1. 19	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター SDGs推進室窓口	18	74	0	_	-	16 0		有おームへるDGS掛	ページ推進室窓口			
4 1 三 4 2 次	工場立地法の特例措置及び 周辺地域における生活環境 等の向上に資する取組の推 進に関する条例制定【否 決】	政策局	S D G s 推 進室	R4. 1. 15	R4. 2. 13	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター	116	117		14	36	57 1		有 市ホームへ SDGs#	ページ推進室窓口			
6. 10 10	すべての人が自分らしく生きられるインクルーシブなまちづくり条例制定	政策局	SDGs推 進室	R3. 12. 15	R4. 1. 19	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター	77	122	49	3	15	10 0		有 お ま な D G S が は は は は は は は は は は は は は	ページ推進室窓口			
9w	第2次生涯学習ピジョン策定	市民生活局	コミュニアイ・生涯学習課	R3. 12. 13	R4. 1. 15	市広報紙 市ホームページ 市民センター 小・中コミュニティ・ センター 行政情報センター コミュニティ・生涯 学習課窓口	4	21	0	0	-	3		市ホームペー 市民センター ・・・ 中コミュー ・・ 大の を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ページ ター ミュニティ・ センター ティ・生涯 ロ			
F- 800 17	第2期スポーツ振興計画(スポーツ推進プラン)策定	市民生活局	文化・スポーツ室	R4. 3. 23	R4. 4. 22	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 文化:スポーツ室窓 ロ	4	13	0	0	0	4 0		ホポームペ 女化・スポーロ	ームページ ·スポーツ室窓			
ж Ф	環境基本計画策定	市民生活局	環境総務課	R3. 12. 20	R4. 1. 19	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 環境総務課窓口	9	14	0	0	0	9		有 市ホームへ 環境総務割	~ 門 ※ 日 の 日			
6	一般廃棄物処理基本計画改定	市民生活局	資源循環課	R3. 12. 20	R4. 1. 19	市広報紙市ホームページ市民センター行政権報センター資源循環課窓口	m	Ξ	0	0	0	0		ボームペー 資源循環課	と 一 次 口			
60 9az	第4次地域福祉計画策定	福祉局	地域共 金 室	R3. 12. 15	R4. 1. 14	市広報紙 市ホームページ 市駅センター 行政情報センター 地域共生社会電窓口	-	ო	0	0	-	0		#	ムページ 3共生社会室窓口			

		相無明	計	募集期間	調開		意見の提出数	五数	幯	見の提出	意見の提出方法 (人数)	数)		提出意見の検討		未達成理由	
ė	市民参画手続を実施した政 一 策等の名称	局名	韓	開始日	終了目	実施の公表方法	人数	件 数 持	争	凇	FAX ×—	-ル その他	政策等の を 変の修正 の有無	り E 結果の公表方法	30日以上の意見提出期間	2以上の方法で実施公表	2以上の方法で結果公表
11	認知症あんしんまちづくり条例制定	福祉局	高	R3. 12. 15	R4. 1. 14	市広報紙市トムページートの開発により、一十年日では、日本の一、一十年日では、日本の一、日本の一、日本の一、日本の一、日本の一、日本の一、日本の一、日本の一	2	10	0	0	2 0	0	佈	市ホームページ 社会福祉審議会 高齢者総合支援窒窓			
12	新型コロナウイルス感染症 の患者等に対する支援及び 差別禁止に関する条例改正	回	聚% 对策能 括解	R3. 7.1	R3. 7. 30	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター	8	m	0	0	0 3	0	#	市ホームページ 感染対策統括室窓口			
13	あかし健康プラン21 (第3次) 策定	感染对策局	健康推進課	R3. 12. 15	R4. 1. 17	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 健康推進課窓口	-	-	0	0	0 0		有	市ホームページ 健康推進課窓口			
14	こども総合支援条例改正	こども局	明石こども センター総 務課	R3. 12. 15	R4. 1. 14	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 明石こどもセンター 窓口	0	0	0	0	0 0	0	#	市ホームページ 明石こどもセンター 窓口			
15	水上オートバイ等の安全な 利用の促進に関する条例制 定	都市局	海岸·治水課	R3. 12. 24	R4. 1. 23	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 海岸:治水課窓口	3	3	-	0	0 2	0	#	市ホームページ 海岸 治水課窓口			
16	第3次交通安全計画策定	都市局	交通安全課	R3. 12. 15	R4. 1. 14	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 交通安全課窓口	-	4	0	0	- C	0 0	#	市ホームページ 交通安全課窓口			
17	公営住宅等長寿命化計画策 定	都市局	住宅課	R3. 4. 6	R3. 5. 6	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 住宅課窓口	0	0	0	0	0 0	0 0	#	市ホームページ 住宅課窓口			
18	第3期あかし教育プラン (教育張興基本計画) 策定	教育委員会	総務課	R3. 12. 15	R4. 1. 14	市広報紙 市教育委員会ホーム ページ 市民センター 行政情報センター	-	-	0	0	1 0	0	卓	市教育委員会ホーム ページ 教育委員会総務課窓 ロ			
	十二						780	1, 129	97 2	281 14	142 258	38 2					

(3) 審議会等手続(「市民参画手続が必要となった政策等一覧」に掲載されている政策等に関するもの)

					設置根拠	主な審議事項		委員数	枚				委員公募		委員名	簿の公表	開催実績		会議の	公開	会議銀の公表	E			未達	成理由			
市民参画手続を実施した政策等の名称	審議会等の名称	事務局	設置 年月	根拠	名 称		市職 公募員 市民	そのし	計男性	女性 可否	男生	女 応募性 者数	寡 選考 改 方法	公募を 行わない 理由	可 R3 否 実績	公表 しない 理由	R3	可否	R3 傍聴 者数 (延)	公開 しない 理由	可 R 否 実	M 個別 HP は3 の は積 有無	委員数20人以内	委員数 男女それぞれ 3割以上	公募市民 2割以上 (公募可としたも のに限る。)	委員名簿 の公表 (公表可としたも のに限る。)	会議の公開 (公開可としたも のに限る。)	会議録の公表(公表可としたものに限る。)	備考
あかしまりの (第) の (第) の (第) の (第) の (別) の (あかしSDGS推 進審議会	SDGs推進 室	R1. 12	条例規則	する条例	SDGsの推進並びに総合計画の策定及び進捗状況について、諮問に応じ調査審議する。	0	6 24	30 14	4 16 C	4	2	4 論文及で 有 面接	۶	00	-	3	0	2 16	-	0 0	〇 有	市の最上位計画を含まれています。	を策 り、			新型コロナウイル ス感染症事態力 る緊急・事ンライン 開催(1回)したた め。		
工特別の は は が は が は が は が は が は が は が は が は が	工場緑地のあり方 検討会	SDGs推進 室	R2. 11	要綱	工場緑地のあり方検 討会設置要綱	工場緑地面積率等の緩和及 び工場と周辺の生活環境と の調和に必要な方策等、工 場緑地のあり方を検討す る。	0	0 10	10	7 3 ×		000000000000000000000000000000000000000		早期始あ続期を要募要保たはない。となったものでありまである。	0 0	-	3	0	3 43	-	0 0	〇 有							全6回開催(令 和2年12月~令 和3年12月) ※令和4年1月 廃止
す自きり かくしるシウ まり かく かく かく かんく イン ない かい ち 制定	(仮称)あかしイン クルーシブ条例検 討会	SDGs推進 室	H30. 8	要綱	(仮称)あかしインクルーシブ条例検討会設置要綱		0	0 25	25 19	6 ×		000000000000000000000000000000000000000		有識者及び当 事者等から意見を聴く場と するため。	0 0	-	1	0	0 -	_	0	〇 有		等か 多くの当事者等場と ら意見を聴く場するため。			新型コロナウイルス感染症対策により、オンライン開催したため。		
ジェンダー平 4 等の推進に関 する条例制定	ジェンダー平等の 実現に関する検討 会	SDGs推進室	R4. 1	要綱	ジェンダー平等の実 現に関する検討会設 置要綱		0	0 10	10 {	5 5 ×		_		有識者等から 意見を聴く場 とするため。	0 0	-	2	0	2 17	_	0 0	つ 有							
5 第2次生涯学習 ビジョン策定	社会教育委員会議	コミュニティ・ 生涯学習課	S62. 7	法律令条例	例で定めるに当たっ て参酌すべき基準を	教育委員会に助言するため、社会教育に関する諸計画を立案するほか、諮問により研究調査を行う。	0	0 6	6 4	4 2 ×				法令で委員構成が定められているため。	0 0	_	4	0	4		0) 有							
環境基本計画 策定 一般廃棄物処 理基本計画改 定	環境審議会	環境総務課	H11. 6		環境の保全及び創造 に関する基本条例	環境基本計画及び一般廃棄 物の処理に関する基本的な 計画の策定及び変更 保護地 区等の指定並びに年次報告 等について、諮問に応じ調 査審議する。	0	4 12	16 1	5 0	2	2	8 論文	-	0 0	-	4	0	2 9		0 0	つ 有					新型コロナウイルス感染症対策により、非公開で開催(2回)したため。		
第4次地域福祉 計画策定あんし 7 条例がまので 2 条例が 2 を 2 を 3 を 4 を 5 を 5 を 6 を 7 を 7 を 8 で 8 で 8 で 8 で 8 で 8 で 8 で 8 で 8 で 8 で	社会福祉審議会	福祉総務課	H30. 4	法律条例	社会福祉法社会福祉審議会条例	社会福祉、児童福祉、精神障害者福祉、特定教育・保育施設等の利用定員の設定、子ども・子育で支援事業計画の策定及び販定こども関係の認定等について調査審議する。	4	0 36	40 32	2 8 ×				法で委員構成が定められているため。	0 0	-	3	0	2 9	-	0 0	〇 有	各分野の関係 組織する必要 るため。	する 関係機関・団体 者で する充て職であ があ ため。	- 対 る		新型コロナウイル ス感染症対策により、書面開催(1回) したため。		各分野の専門 分科会·R生等 員審查(3回)、 障害者福祉(6 回)、児童高能者 (10回)、高能者 福祉(10回)
8 第3次交通安全計画策定	交通安全対策会議	交通安全課	H23. 9	法律 条例	交通安全対策基本法 交通安全対策会議条 例	交通安全計画の作成及び陸 上交通の安全に関する総合 的な施策の企画について審 議し、その実施の推進を行 う。	5	2 13	20 14	4 6 C	1	1	2 論文	-	0 0	-	1	0	1 (-	0 0	つ 有			広報あかし及び市 HPで公募した が、応募者2名に留 まったため。				
合	計						9 1	2 136 1	157 106	5 51	7	5 2	24				21		16 95										

(4) 意見交換会手続

书 日 参 画 干 结 大 宇 祐 一 七	# +	租票出	計		民	実施日時·場所	刑	実施の公表	崧			- 本	一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・		未達成理由	
7回十党 6 米 英 政策等の 4 本))	局名	解	年月日	田豐	聖	場所	七	單	然 女 長 %	》者 ≦数		光	2週間前までの実施公表	2以上の方法で実施公表	2以上の方法で開催記録公表
あかしSDGS推進計画(第6 次長期総合計画)及びあかしSDGS前類聯略計画(また・ひ、と・し、と・し、と・し、と・し、と・し、と・し、と・し、と・し、と・し、と・し	+画(第6 あかしS まち・ひ 政 略(第2	政策局	SDGs推 進室			18:30~ 20:00 20:00 14:00~ 5 16:00 18:30~ 3	ナンしイン に で も 健康 セン ケー ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	市広報紙 市ホームページ 市民センター の所書報センター が開発センター	R3. 11. 15 ~ R3. 12. 20	対象指定なし	49	市ホームページ 14 SDGs推進室3 ロ	スー 佐 重 家			
I 2				R3. 12. 25 R4. 1. 16	H H H		大久保市民セン ター 二見市民センター	SDGS推進室窓口				I .				
第2期スポーツ振興計画(ポーツ推進プラン)策定	К	市民生活局	文化・スポー ツ磨	R4. 2. 8 R4. 2. 16	× × □ 12 12	10:00∼ 12:00 Ħ	市役所	対象者へ直接通知	R4. 1. 19 R4. 1. 31	スポーツ推 進委員 本育協会理	29	ا «		対象者へ直接通知したため。	対象者に対して実施したため。	対象者へ開催報告したため。
盂									~		108	17			_	~

(5) ワークショップ手続

		無用	担当部署			実施!	実施日時・場所	実施の公表	alex .		#	開体記録の		未達成理由	
훋	では、一言なりません。 マンダー できん 大手 のかな なまま はまま はまま はままま はままま はままま はままま はまままままままま	配	課名	具体的内容	年月日 18	超田田	間場所	力法	五	松 衣 長 拳	数	公表方法		2以上の方法で実施公表	2 以上の方法で開催記録公表
-	あかしSDG3推進計画 (第6 次長期総合計画)及びあかしS DG3前期戦略計画(まち・ひ と・しごと創生総合戦略(第2 期))策定	政策	S D G s 推 進室	高校生や大学生等を 対象として、「10年後 明石をどんなまちに したいか」をテーマに 実施する。	R3. 5. 29	± 10:00∼ 12:15	0~ オンライン	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター SDGs推進室窓 ロ	R3. 5. 1~ R3. 5. 29	市内在住・在学又はゆかりのある高校生・大学性・高等専門学校生・専門学校生・専門学校生・専門学校生・専門学校生・専門学校生・専門学校生・専門	# S I	市ホームページ SDGS推進室窓 ロ			
2	環境基本計画策定	市民生活局	環境総務課	明石の環境の将来像 や今後の取組をテー マとして、4回実施す る。 ※うち2回は令和2年 度に実施	R3. 7. 25 R3. 8. 7	H 110:00 ± 10:00 ± 12:00	0~ 0 ウィズあかし7階 0~ フリースペース	市広報紙 市政化ンター ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	R3. 1. 1 ~R3. 1. 20 R3. 2. 15 ~R3. 3. 3	R3.1.1 ~R3.1.20 本テーマに 関心のある ~R3.2.15 方	45 瑞	市ホームページ環境総務課窓口			
က	あかし健康ブラン21 (第3次)策 定	黎染对策局	健康推進課	「健康づくりの声を集めるつークショップ」 とし、健康づくりに 関する目指したい 姿、健康無関心層へ の取り組みについて 話し合う。	R3. 8. 3 R3. 8. 19	米 14:30~ 16:00 米 13:30~	0~ 市役所議会様2階大 0 会議室 0~ 大久保市民セン 0~ ケー第2・3会議室	対象団体へ直接通知	R3. 7. 6 R3. 7. 20	明石いずみ 会 あかし健康 ソムリエ会	32	1	対象団体へ直接通知したため。	対象団体に対して実施したた め。	対象団体へ開催網告 及び、学 議総験者等で構成する[あかし 健康 ブラン2 (第3次)の領定に 向けた懇談会]で報告したた め。
	4日										88				

(6) その他の手法

	井田 泰画王 益た事体 - た配	期	担当部署		実施方法	実施の公表		参加者数			未達成理由	
Ş.		配	幹	具体的内容	(日時・期間・場所・対象者など)	九	聖	・協田教など	結果の公表方法	2週間前までの実施公表	2以上の方法で実施公表	2以上の方法で結果公表
1	第2期スポーツ振興計画(ス ポーツ推進プラン)策定	市民生活局	文化・スポーツ室	今後のスポーツ推進 施策と具体的な取組 ・みを検討していくた めの基礎資料として アンケートを実施し た。	【期間】82.12.1~82.12.28 【対象】無作為抽出した市内在住の 20歳以上の人(2,000人)	対象者へ郵送	R2. 12. 1~ R2. 12. 28	851	計画(資料編)に記 載 ・ ホホームページ ・ 文化・スポーツ室 ⁷	対象者ヘアンケートを顕送したため。	対象者に対して実施したた め。	
2	一般廃棄物処理基本計画改 定	市民生活局	資源循環課	ごみに関する市民ア ンケートを実施し た。	【期間】R3.6.1~R3.6.30 【対象】無作為抽出した市内在住の 16歳以上の世帯主(1,000人)	市広報紙 対象者へ郵送	R3. 6. 1	909	環境審議会 資源循環課窓口	アンケート内容を検討する審議会の開催が5月28日であった ため。	対象者に対して実施したた め。	
3	第4次地域福祉計画策定	福祉局	地域共生社 会室	市民の福祉に対する 意識や地域活動への 参加状況などについ てアンケートを実施 した。	【期間】R3. 6. 21~R3. 7. 31 【対象】地区社会福祉協議会 市社 会福祉協議会理事 郭議員等、民生委 員・児童委員及びボランティア連絡会 (計540人)	各対象者の会議等 へ出向き、調査協 力依頼をしたうえ で調査票を配布し 郵送等により回収	R3. 6. 21 ∼ R3. 7. 31	389	計画本編に記載 ・市ホームページ ・地域共生社会室 窓口	対象団体等へ調査票を配付し たため。	対象団体等へ調査票を配付し たため。	
4	認凶指おんしんまちづくり条例刨泥	福祉局	高	認知症カフェ及び認 知能家体会に対して 発の素素についての ドアリングを実施した。	【期間】R3.7~R3.8 【対象】認知症カフェ (7箇所) 及び認知症変殊会 (2団体) に参加する認知症 当事者やその家族並びにその運営団 体	数角症カフェの運 営団体及び認知症 家族会を訪問し、 ヒアリングした (うち、認知症カ フェ(ご簡形)につい ては書面で意見聴 取)。	R3. 7 ~ R3. 8	Ф	社会福祉審議会 高齢者総合支援室 窓口	対象団体を訪問し、ヒアリン グしたため。	対象団体に対して実施したため。	
2	第3期あかし教育プラン(教育振興基本計画)策定	教育委員会	総務課	教職員や保護者代表 に対して書面で意見 を求めた。	【期間】R3.10.5~R3.10.21 R3.11.16~R3.12.8 「対象」小学校、中学校、特別支援 学校及び幼稚園等批学前施設(私立き む)の教職員、保護者代表	学校園長及び保育 所長(私立含む)へ F 教職員等の意見集 F 約を依頼	R3. 10. 5 R3. 11. 16	44	市教育委員会ホームページ カページ 教育委員会総務課 窓口	学校園長及び保育所所長へ依 頼したため。	学校園長会(市教育委員会内) 及び保育所長会(私立含む)で 主旨説明のうえ、メールで依頼したため。	
	合計							1, 799				

2. 制定・改廃に当たり市民参画手続の対象外とした政策等(条例・計画)

 $\lceil 4$. 市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図及び実施の原則fileの原則fileのfile判断基準fileの表file1 file記載のfilefile \sim file0を指します。 (1) 市税の賦課徴収に関するもの(地方税法第5条第3項又は第7項の規定により税目を起こすことその他市長が特に必要と認める事項を除く。)その他金銭の徴収に関する ※「実施しなかった理由」の判断基準①~⑩は、 ※参考:市民参画条例第6号第3項各号

市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図及び実施の原則」の「①判断基準」に記載の図にあるA、Cを指します。

※「区分」のA、Cは、「4.

(2) 予算の定めるところによる補助金その他の金銭の給付に関するもの

(3) 法令(法律 法律に基づく命令(告示を含む。)並びに条例及び規則をいう。以下同じ。)に基づく事項で、市長等において裁量の余地がないもの

(4) 市長等の機関内部の事務処理に関するもの

(5) 関係法令の改正に伴う規定の整備その他軽易な事項であるもの

(6) 特に緊急の必要のため作成すべきものであって、市民参画手続を行う暇がないもの

<条例>

無	公布年月日	本	瞅	区分	実施しなかった理由	担当課
↔	R3. 6. 29	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正 する条例	固定資産の評価に係る審査手続の簡素化を図るため、審査申出書その他 の書類への押印を不要とするほか、所要の整備を図る。		判断基準⑦	税制課
2	R3. 6. 29	債権の管理に関する条例及び後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	地方稅法の一部改正に準じ、延滞金の割合の特例に係る規定の整備を行 う。	С	判断基準⑧	税制課 長寿医療課
æ	R3. 6. 29	国民健康保険条例の一部を改正する条例	国民健康保険料に係る基礎賦課限度額の引上げを行うとともに、関係法令の一部改正に伴う所要の整備を行う。	Α	条例第6条第3項第1号	国民健康保険課
4	R3. 6. 29	市営住宅条例の一部を改正する条例	市営住宅の有効活用を図るとともに、障害者その他の要配慮者が地域で安心して生活できる住宅を確保するため、社会福祉法人等が一定の社会福祉事業を運営するに当たり、普通市営住宅以外の市営住宅も使用できるようにする。	С	①東奢場は	住宅課
2	R3.10.1	職員定数条例の一部を改正する条例	本市の人口増加、高齢化の進展等に伴い、救急災害出動体制等を充実さ せるため、消防職員の定数を改める。	С	判断基準⑦	職員室
9	R3.10.1	市税条例等の一部を改正する条例	令和3年度税制改正における地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税に係る課税体系を見直すことのほか、所要の整備を図る。	А	条例第6条第3項第1号	稅制課
7	R3.10.1	戸籍・住民票関係手数料徴収条例の一部を 改正する条例	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードを発行する主体が、市から地方公共団体情報システム機構に変更されたため、当該カードの再交付に係る本市の手数料を廃止する。	A	条例第6条第3項第3号	市民課
8	R3. 12. 24	建設関係手数料徴収条例の一部を改正する 条例	住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅 建築等計画の認定に係る市の審査項目が増加したことから、当該審査の 事務に係る手数料を増額するほか、所要の整備を図る。	С	判断基準④	建築安全課

番	公布年月日	布	WH III	区寸	実施しなかった理由	担無
0	R3. 12. 24	国民健康保険条例の一部を改正する条例	産科医療補償制度の掛金の減額に伴い出産育児一時金の加算額を減額する一方、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金の基礎額を増額し、出産育児一時金の総額を維持する。			国民健康保険課
10	R3. 12. 24	下水道条例及び水道条例の一部を改正する 条例	地方自治法の一部改正に伴い、現行の指定代理納付者制度に代えて、指定納付受託者制度が導入されるため、規定の整備を図る。	O SIL	判断基準⑧	下水道総務課 水道局
11	R4. 3. 30	個人情報保護条例の一部を改正する条例	引用法令の改廃に伴い、規定の整備を図る。	C	判断基準⑧	市民相談室
12	R4. 3. 30	職員の勤務時間その他の勤務条件に関する 条例及び職員の育児休業等に関する条例の 一部を改正する条例	職員の出産、育児等と仕事の両立を支援するため、国家公務員の取扱いに準じて、不妊治療のための休暇制度を新設するとともに、育児休業を取得しやすい制度及び環境を整備する。	U U	判断基準⑥	職員室
13	R4. 3. 30	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費 用弁償に関する条例の一部を改正する条例	兵庫県の学校医及び学校歯科医の報酬の取扱いに準じて、本市の学校医及び学校歯科医の報酬の上限額の改定を行う。	U O	判断基準⑥	学校教育課
14	R4. 3. 30	市立学校条例の一部を改正する条例	市立大久保南幼稚園及び市立二見北幼稚園を幼稚園型認定こども園として認定することに伴い、所要の整備を図る。	C)	判断基準②	こども育成室
15	R4. 3. 30	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例	民法の一部改正に伴い、成年年齢が18歳に引き下げられたため、所要の整備を図る。	U O	判断基準⑧	明石こどもセン ター総務課
16	R4. 3. 30	消防団条例の一部を改正する条例	消防団員を確保し、もって地域防災力の充実を図るため、国の基準に準じて消防団員の報酬額を引き上げる。	C)	判断基準⑥	消防局総務課
17	R4.3.30	消防団員等公務災害補償条例の一部を改正 する条例	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を図る。	U C	判断基準⑧	消防局総務課
18	R4. 3. 30	職員の給与に関する条例等の一部を改正す る条例	人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、本市一般職の職員の期末手当の支給率を改定するほか、所要の整備を図る。	U ZII	判断基準⑥	職員室
19	R4. 3. 30	特別職の職員の給与に関する条例等の一部 を改正する条例	人事院勧告を踏まえた本市一般職の職員の給与改定の取扱いに準じて、 本市特別職の職員の期末手当の支給率を改定するほか、所要の整備を図る。	O ZII	判断基準⑥	職員室

く計画> 該当なし

3. 令和3年度に設置していた市民参画条例の評価の対象となる審議会等の状況

				設置根拠	主な審議事項		委	員数				3	委員公募		委員	名簿の公表	開催		会議の名	〉開	会議の公	録			未達瓦	战理由			
審議会等の名称	事務局	設置年月	根拠	名 称		市職公員	募 その民 他) 計	男性 女	:性 可否	男女性性	. 応募 . 者数	選考方法	公募を 行わない 理由	可 R3 否 実#	公表しない理由	. R3	可 R 否 実	3 傍聴 者数 (延)	公開 しない 理由	可!	HP R3 の 実績 有無	委員数	委員数 男女それぞれ 3割以上	公募市民 2割以上 (公募可としたも のに限る。)	委員名簿 の公表 (公表可としたも のに限る。)	会議の公開 (公開可としたも のに限る。)	会議録の公表(公表可としたものに限る。)	備考
あかしSDGS推進審議会	SDGs推進 室	R1. 12	条例規則	する条例	SDGsの推進並びに総合計画の策定及び進捗状況について、諮問に応じ調査審議する。	0	6 2	4 30	14	16 🔾	4	2 14	論文及び 面接	-	0 0) -	3	0	2 16	-	0	〇 有	市の最上位計画を策ある場合にあるするにあたり、多くの意見を反映するため。				新型コロナウイルス感染症拡大にましる緊急事態宣言インは、オンラーン開催(1回)したため。		
工場緑地のあり方検討会	SDGs推進室	R2. 11	要綱	工場緑地のあり方検討会設置要綱	工場緑地面積率等の緩和及び工場と周辺の生活環境と の調和に必要な方策等、工 場緑地のあり方を検討す る。	0	0 10	0 10	7	3 ×	_		-	早期に検討を開始すりに検討を要募を制める。というでは、には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	0 0) -	3	0	3 43	-	0	〇有							全6回開催(令 和2年12月~令 和3年12月) ※令和4年1月 廃止
(仮称)あかしイン クルーシブ条例検 討会	SDGS推進室	H30. 8	要綱	(仮称)あかしインク ルーシブ条例検討会 設置要綱	(仮称)あかしインクルーシ ブ条例に盛り込むべき項目 及び内容に関することにつ いて協議する。	0	0 2	5 25	19	6 ×	-			有識者及び当 事者等から意 見を聴く場と するため。	O C) -	1	0	0 -	-	0	〇 有	ら意見を聴く場と するため。	多くの当事者等から意見を聴く場とするため。			新型コロナウイル ス感染症対策によ り、オンライン開 催したため。		
ジェンダー平等の 実現に関する検討 会	SDGs推進室	R4. 1	要綱	ジェンダー平等の実 現に関する検討会設 置要綱	ジェンダー平等の実現に向 けて必要な制度及び取組の 検討に当たり、有識者等の 意見を聴く。	0	0 1	0 10	5	5 ×	_		_	有識者等から 意見を聴く場 とするため。	0 0	-	2	0	2 17	-	0	〇有							
社会教育委員会議	コミュニティ生涯学習課	· \$62. 7	法律令条例	例で定めるに当たっ	教育委員会に助言するため、社会教育に関する諸計画を立案するほか、諮問により研究調査を行う。	0	0	6 6	4	2 ×	_		_	法令で委員構成が定められているため。	0 0) -	4	0	4 1	-	0	〇 有							
環境審議会	環境総務課	H11. 6	条例	環境の保全及び創造 に関する基本条例	環境基本計画及び一般廃棄 物の処理に関する基本的な 計画の策定及び変更、保護地 区等の指定並びに年次報告 等について、諮問に応じ調 査審議する。	0	4 1:	2 16	11	5 🔾	2	2 8	論文	-	0 0) -	4	0	2 9		0	〇 有					新型コロナウイル 永感染症対策により、非公開で開催 (2回)したため。		
社会福祉審議会	福祉総務課	H30. 4	法律条例	社会福祉法社会福祉審議会条例	社会福祉、児童福祉、精神障害者福祉、特定教育・保育施設等の利用定員の設定、子ども・子育で支援事業計画の策定及び認定こども國等の認定をいて調査審議する。		0 3	6 40	32	8 ×	-		-	法で委員構成が定められているため。	0 0) –	3	0	2 9	-	0	〇有	各分野の関係者で 組織する必要があ るため。	関係機関・団体に対する充で職であるため。			新型コロナウイルス感染症対策により、書面開催(1回)したため。		各分野の専門 の専会を 開員審査福祉(6 回)、記様では、10回)、 (10回)、記様では、 (10回)、福祉(1回)、福祉(1回)
地域自立支援協議会	障害福祉課	H22. 2	法律要綱	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 地域自立支援協議会設置要綱		0	4 1:	2 16	12	4 0	3	1 9	論文	-	0 0) -	1	0	0 -	-	0	× 有		各団体からの推薦 を基に委嘱してい るため。			新型コロナウイル ス感染症対策によ り、書面開催した ため。	ス感染症対策によ	
都市計画審議会	都市総務課	H12. 4	法律条例	都市計画法都市計画審議会条例	諮問に応じ、都市計画に関 する事項を調査審議する。	0	0 1	3 13	11	2 ×			_	都市計画の基本理等に関する技術的が必要 門知識が必要なため。	0 0	-	3	0	3 4	-	0	〇有		関係機関からの推薦を基に委嘱しているため。					
都市景観審議会	都市総務課	H4. 6	条例	都市景観条例	諮問に応じ、都市景観の形 成に必要な事項について、 調査審議する。	0	2	6 8	5	3 🔾	1	1 2	-	-	0 0	-	1	0	1 0	-	0	〇有							
交通安全対策会議	交通安全課	H23. 9	法律条例		交通安全計画の作成及び陸 上交通の安全に関する総合 的な施策の企画について審 議し、その実施の推進を行		2 1	3 20	14	6 0	1	1 2	論文		0 0	-	1	0	1 0	-	0	〇 有			広報あかし及び市 HPで公募した が、応募者2名に留 まったため。				
市立学校通学区域審議会	教育委員会総 務課	\$41.10	条例規則	の設置に関する条例	市立学校の通学区域の設定、 変更等に関する教育委員会 の諮問に応じて、調査審議 し、答申する。		0	9 10	8	2 ×	_		_	市民生な通りでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、まりは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	0 0) -	1	0	1 1	-	0	〇有		各団体からの推薦 を基に委嘱してい るため。					
合 計						10	18 17	6 204	142	62	11	7 35					27		21 100										

4. 市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図及び実施の原則

① 判断基準

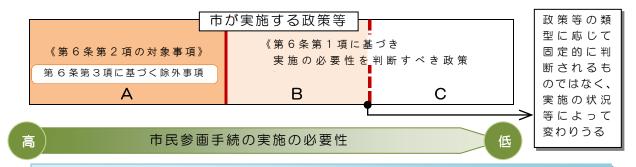
I 市民参画条例第6条第1項に基づき市民参画手続を実施すべき政策等

市民参画条例第6条第2項で市民参画手続を実施しなければならない対象事項を定めていますが、それ以外の政策等については第1項で「市民の関心及び政策等の市民に与える影響その他政策等の内容を勘案し、市民参画が必要と認められる場合」に手続を実施するものと定めています。

手続の実施の必要性を判断するにあたり、所管部署ごとの認識の隔たりをなくすとともに、費用対効果についても考慮し、実質的な市民参画を推進するため、次のとおり基準を設けています。

なお、運用にあたっては、基準を画一的、限定的に捉えて必要性を判断するのではなく、 政策等の内容や市民の関心、市民に与える影響等を踏まえて総合的に判断します。

また、判断にあたっての流れは、「② フロー図」にまとめています。



市民参画手続の実施の必要性が少ないC部分に位置付ける政策等の判断基準を明確にすることで、市民参画手続の実施が必要な政策等を判断する。

[市民参画手続の実施の必要性が低い C 部分に位置付ける判断基準] 【表 1 】

	判断基準
関心· 影響	① 特定の事業者等対象者が限定されるもの② 特定の地域の市民にしか影響を及ぼさないもの③ 市の財政に及ぼす影響が小さいもの
内容等	 ④ 金銭徴収に関するもの ⑤ 予算で定まった金銭給付施策に関するもの ⑥ 法令等に基づく事項で、市長等に裁量の余地がないもの ⑦ 市長等の機関内部の事務処理に関するもの ⑧ 関係法令の改正に伴う規定整備などの軽易な内容のもの ⑨ 特に緊急を要するもので、市民参画手続を行う暇がないもの ⑩ 方針等の策定段階で市民参画手続を実施しており、その推進等を行うために実施するもの

※A又はBに位置付けられる政策等であっても、既存の法令の規定により、意見公募手続、審議会の 設置、その他の市民の意見等を聴く手続を行った場合は、市民参画条例に基づく参画手続を実施す ることを要しない(条例第 10 条)。

Ⅱ 市民参画条例に定める基準の例外

市民参画条例第8条、第9条及び第11条から第18条までに定める基準(複数の市民参画手法の併用、意見公募手続の30日以上の意見提出期間、審議会等手続の委員数や公募市民の割合など)について、市の努力だけでは将来にわたって達成が不可能なものや、一律に当てはめることが合理的でないものがあります。

そのようなものについては、表 2 に例示するような適正と判断できる理由があれば、基準の例外として取り扱うこととします。但し、安易に基準の例外とするのではなく、本当に基準が達成できないかを慎重に判断するとともに、例外としたものについても適宜見直しを行うこととなっています。

【表 2】

【表	2		
		適正と判断できる理由	適正と判断できない理由
		【複数手法	よの実施】
	基本	・影響を及ぼす相手が限定され、その相手先の 関係団体等の意見を別途聞いているため。・複数年度にわたり制定、改廃の検討作業を行 うもので、市民参画手続を前年度に実施済み 又は次年度に実施予定のため。	
白	勺	【期	間】
	真	・突発的な事例、想定外の事例が生じたため (例:国会の法案成立等により、急遽条例改正 等で対応する必要が生じた 等)	・事務のスケジュール上(○月に条例案を議会 に上程する必要がある等)条例に定められた 期間を設けることができなかったため。
		【結果等	の公表】
		・個人情報など非公開情報を取り扱うため。	
골	意	【意見公募ョ	∈続の実施】
5	· 見 公 專	・複数年度にわたり制定、改廃の検討作業を行 うもので、市民参画手続を前年度に実施済み 又は次年度に実施予定のため。	
		【委員数・	市民公募】
Ē	and 美	 ・委員構成が法律・条例・規則に規定されているため。但し、条例・規則については、改正の必要性の指摘もありうる。 ・地域・各種団体から委員を選任する必要があるため。 ⇒地域選出委員、団体代表委員に限定する理由が明確な場合、市民公募では困難である。 	 ・専門的な知識を要するため。 ⇒審議にあたり必要とされる知識が専門的であることに限定する理由に乏しく、市民公募委員でも可能であると判断できる。 ・地域・各種団体から委員を選任しているため。 ⇒地域選出委員、団体代表委員に限定する根拠に乏しい場合、市民公募委員でも可能であると判断できる。
		【男女	、比】
		・専門的な知識を要する者や地域・各種団体の 代表者の選任が必要で、それらに女性が少な いため。 ⇒地域・各種団体から選任する者を、各団体の 代表者とする必要性が明確な場合、男女比 を操作することは困難である。	・専門的な知識を要する者や地域・各種団体からの選任が多く、それらに女性が少ないため。 ⇒地域・各種団体からの代表として女性を選 任できる余地がある。

適正と判断できる理由 合が生じる理由が明確である。

適正と判断できない理由

【委員名簿の公表】

- ・審議会等で専門的な見地から判定・認定等を 行うにあたり、公平性を確保する必要がある する必要があるため。
- ⇒名簿を公開することで判定・認定等に不都
- ・審議会等で審議するにあたり、公平性を確保
- ⇒名簿を公開することで判定に不都合が生じ る理由が明確でなく、公開可能と判断でき

【会議・会議録の公開】

議 会

- ・審議内容が専門的な見地から判定・認定等を 行うものであり、審査の公平性・中立性を確保 する必要があるため。
- ⇒公開することで、次回以降の審査等に影響 が出る可能性が高い。
- ・法令により非公開となっているため。
- ・審議の公平性・中立性を確保する必要がある
- ⇒公開したとしても、次回以降の審議に影響 が出る可能性が低いと判断できる。

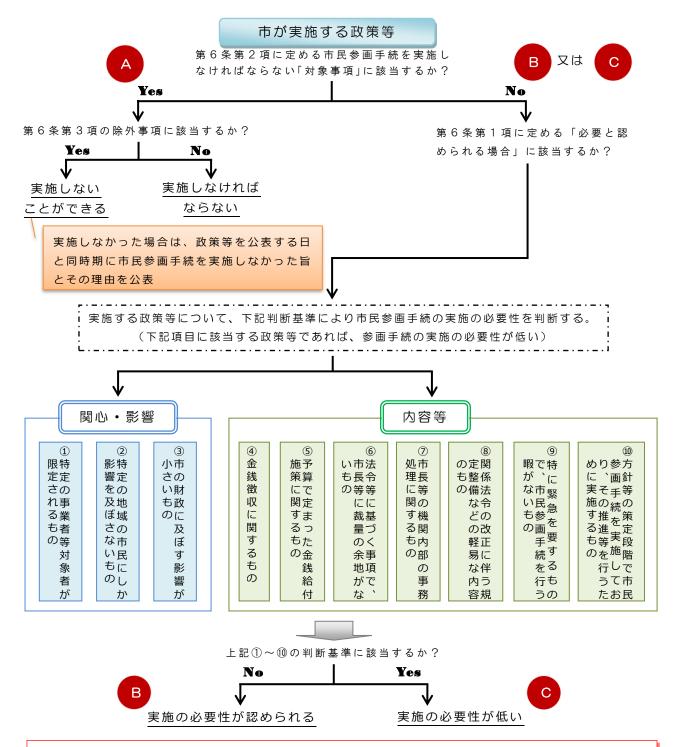
Ⅲ 市民参画条例に基づく市民参画手法として実施し、市民参画推進会議が評価の対象とする審議会等

市が設置する審議会等には、特定の政策等の決定などにあたり設置するもののほかに、 各部署の経常的な事業の実施にあたり設置しているものが多く、一律に市民参画条例に基 づく評価の対象とすることは合理的ではありません。そこで、条例に基づく市民参画手法 として実施し、市民参画推進会議が評価の対象とする審議会等の範囲を表3のとおり定め ています。

【表3】

評価の対象とする審議会等	評価の対象としない審議会等
・特定の政策等の決定などにあたり、諮問事	・経常的な案件について判定・認定等を行う
項等について調査審議する審議会等	審議会等
計画の策定や改訂、重要な内容	年次報告や進捗管理のような経常的
の変更について審議する場合	な案件について審議する場合

② フロー図



【上記①~⑩の判断基準についての留意点】

- ①、②の基準の考え方により実施の必要性が低いと判断した政策等であっても、特定の関係者に対する説明会等の意見交換の機会を持つ必要がある場合も考えられる。
- ・内容等における基準の④~⑨については、条例第6条第2項の対象事項に該当する政策等についての第3項の除外事項と同様の考え方となる。
- ・②の基準の考え方は、対象となる政策等を特定の地域の市民にしか係らないものと捉えるのではなく、特定の地域内のことでその地域の市民だけで決められるものと捉えるものとする。

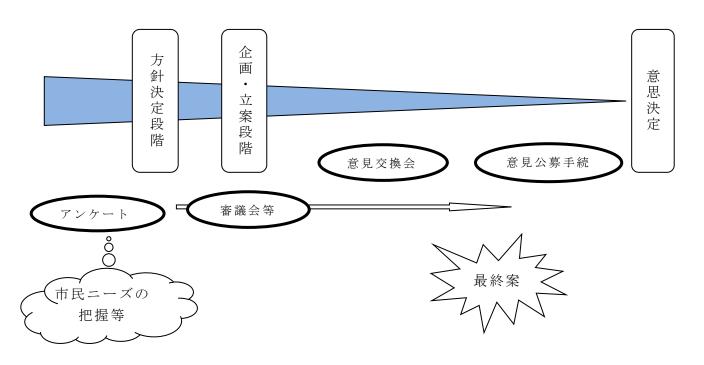
③ 実施の原則

市民参画手続は、市民参画条例第6条第1項に定める「市民の関心及び政策等の市民に与える影響その他政策等の内容を勘案し、市民参画が必要と認められる場合」、また、第6条第2項に定める「対象事項」について実施する場合に関わらず、<u>原則として、複数の手法を併用して実施する</u>ものとされています(条例第8条第3項)。<u>複数の手法で実施しなかった場合は、市民</u>に理解を得られる明確な理由が必要です。

また、第6条第2項に定める「対象事項」についての市民参画手続には、複数の手法の1つに 意見公募手続を実施する必要があります(条例第8条第4項)。

なお、複数の手法で実施するイメージは、次の図のとおりです。

【複数手法での市民参画のイメージ】



この例では、政策等策定の方針決定にあたってアンケートにより市民ニーズを把握のうえ、方針決定し、政策等の案の策定は審議会等に検討させ、中間で市民の意見を反映させるために意見交換会を実施し、審議会等で策定した最終案について意見公募を行い政策等の案の意思決定を行っている。